

社会福祉法人 黄河会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黄河会(以下「本会」という。)の定款第八条及び定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは定款第一五条による理事長及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は定款第八条に基づき無報酬とする。

2 役員の報酬は定款第二一条に基づき無報酬とする。

(費用の弁償)

第4条 本会は第2条の第1号、第2号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。